

引用；4月27日掲載の富山県ホームページから

【県民のみなさまへのお知らせ】新型コロナウイルス感染症 5類移行後の対応
(令和5年5月8日～)

項目	見直し前	5月8日以降
行政からの入院勧告 や外出自粛要請	あり	なし
感染時の療養期間	原則7日間	個人で判断(法的な制限なし) 目安として、発症後5日間かつ症状軽快後24時間
濃厚接触者	原則5日間の待機期間	濃厚接触者としての特定はなし 法律に基づく外出自粛は求められない
医療費	公費負担あり	自己負担。9月末までは、国が指定する新型コロナ治療薬は公費支援。入院費は最大月2万円を公費支援。
外来診療	診療・検査医療機関で受診	幅広い医療機関で対応 外来対応医療機関として公表
感染者把握・公表	全数把握 毎日公表	定点医療機関から週一回報告 週一回公表
マスク着用の考え方 (5年3月13日～)	屋内では基本的に着用するなど行政から一律のルールを求める	個人の判断。受診時や医療機関・高齢者施設など訪問時、混雑した電車やバス乗車時などは着用を推奨

○5類移行で終了する主な対策や支援策
レベル分類による周知、陽性者登録、宿泊療養施設、健康観察(プッシュ型)